事例No.	1883
公表年度	R4
団体の属性	町村
団体名	鹿児島県屋久島町

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）その他

事例種類	会計適用

事例内容・タイトル

船舶運航業への地方公営企業会計の適用

出典

公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集

【鹿児島県屋久島町】
船舶運航事業への地方公営企業会計の適用

会計適用 **交通事業**

鹿児島県屋久島町政策推進課

取組の概要

屋久島と口永良部島・種子島を結ぶ本航路は、必要不可欠な生活航路であるため、今後も安定的な運航ができるよう、地方公営企業会計の適用を行った。

◆総事業費　システム導入業務委託料　3,630千円、出張旅費　485千円
地方公営企業法適用支援業務委託料　275千円

◆背景

- 昭和47年より町営船が運航している本航路であるが、財源については国・県からの補助金に依存する割合が極めて高い。また、これまでの会計方式（単式簿記）であると、船舶等の資産の管理方法が明瞭ではないなどの課題があった。
- これらの課題を解決するため、総務省からの通達を受け、本事業の地方公営企業法一部適用を実施した。

◆具体的内容

- 平成27年度より講習会等に積極的に参加し、地方公営企業法について理解を深める等の事前準備を行い、令和元年度にシステム導入及び適用支援等を受け、令和2年4月より運用を開始した。

◆効果

- 一部法適用化したことにより、これまで見えづらかった運営の改善すべき点や資産等の管理が明瞭になり、これまで以上に運営の適正化に努めることができ、かつ長期的に運営するにあたり、見通しを図ることが容易となった。

取組のポイント

- 一部法適用を実施する数年前から研修会等に参加し、理解を深めていたものの、システムの導入など自力で実施することが困難な業務もあるため、導入事業者の選定等、事前に十分協議しておく必要がある。
- また、決算業務等も非常に複雑化（単式簿記から複式簿記）するため、事前に理解を深め、導入後にスムーズに業務を行えるよう、準備をしておく必要がある。
- 一部法適用化によって資産の管理等が容易になったため、長期的な視点で運営について考察し、安定的な運航に繋げる必要がある。

公営企業情報

- 行政区域内人口　11,937人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積　504.9km^2（令和4年1月1日時点）
- 営業距離　75km（令和3年度決算）

船舶イメージ



取組のスケジュール

- 平成27年度より講習会等に参加し、地方公営企業法についての理解を深め、運用に向けての準備を行った。
- 令和元年度に公営企業会計システムの導入及び、会計事務所からの支援を受け、条例改正等を実施し、令和2年4月より地方公営企業法の一部法適用の運用を開始した。

今後の展望

- 財源については、国・県からの補助金に依存することは否めないが、損益計算及び資産管理等を徹底し、引き続き運営の適正化に努める。